

令和3年度 第2回熊本市体罰等審議会 議事概要

1 日 時 令和3年（2021年）5月19日（水曜日）午前9時00分から午前10時57分

2 場 所 熊本市教育委員会事務局 7階会議室

3 出席者

白石 陽一委員（会長） 岡野 高明委員（副会長） 森 徳和委員 村田 槇委員 平木 美和委員

4 次第

（1）開会

（2）議事

再発防止の検討

調査の進め方

審議会の認定基準

（3）その他

（4）閉会

体罰防止に向けた熊本市体罰等審議会委員 指摘事項概要

1、各種データより

- ① 体罰・暴言だけだと男性：女性は、11：1であるが、不適切な行為まで含めると、男性：女性は18：11になり女性の数も多くなっていく。力で抑え込もうとして、男性はパワーに頼っているのではないかと感じる。
- ② データを見ると、先生方は、体がまだ小さい低学年ほど、強い指導に出がちだということがわかる。体が大きくなり、自己主張もはっきりしてくる高校生には案件が少ない。全ての子どもに対して、しっかりした人権意識を持って対応していただきたい。
- ③ 保護者が部活動の指導者を守るために、「最初から体罰はない」ということですませている可能性も否定できない。「部活動での体罰は思ったよりも多くなかった」と安易に結論づけてはいけないと思う。
- ④ 「体罰・暴言等に関する相談票」があることは知らない保護者が3分の2いること。保護者アンケートの記述に「学校に相談したが、相談票のことは学校から言われなかった」とあることが気になる。被害に遭って「届け出た」件数と、被害を受けられた方から教育委員会が受理した件数に開きがある。

2、教職員の組織及び教育委員会の問題点

- ① 学校で起こり得る色々な問題を解決する上で、職場の環境改善が非常に大事だと思う。体罰が起きている学校では、ハラスメントや子どものいじめなど、ほかの問題も起きている可能性がある。「特定の先生が悪い」と、その先生に「子どもへの対応の仕方」とか、「自分の頭を冷静にして、一呼吸置いて落ち着かせなさい」ということで減る体罰もあるが、やはり組織を変えないと根絶はできない。個人の資質だけでどんなに頑張ってもゼロにはならない。
- ② 何か問題が起きたときに、その先生がすぐにその問題に対応できるようなマンパワーがあるとよいのではないか。
- ③ 一人の先生が指導に行き詰まる⇒子どもの問題行動ばかりを保護者に報告し、保護者も行き詰まり学校との連携が崩れる⇒医療、SSW、SC等関係機関につなぐ相談も理解を得られない⇒学級崩壊にならないようさらに厳しく指導する。担任だけが、課題を抱え込んでしまっている。
- ④ 「周囲の子どもが迷惑しているのでお子さんのここを指導してほしい」というスタンスで保護者に話をしても保護者には伝わらない。「お子さんの困っている気持ちを理解して改善していき、周囲の子どもにも伝えたい」と保護者に話さないと保護者は受け入れない。学級崩壊が起きてくる背後に個人の困りがあって、その困りに寄り添っていない先生の姿が見える。
- ⑤ 「どうせ言っても（届け出ても）無駄だ」といった保護者の不信感があると、解決の仕方が難しくなる可能性がある。そうならないためにも、届け出る仕組みを整え、教育委員会が問題点を自ら改めていく自浄作用が大切になってくる。

3、教職員研修の問題

- ① 子どもが授業中にじっとしていない、眠る、立ち歩く、騒ぐ、集中しないといったときに、強い言葉ではなく、どうやって対応できるかというトレーニングやスキルが必要である。子どもがどれくらい困っているか、背景を知るための子ども理解が必要である。
- ② 体罰・暴言の防止という観点から、先生がどういう言葉を使うべきか、先生と子どものコミュニケーションについて、特化した研修が必要であると思う。どういつことをトレーニングしなくてはいいかを考えることは意味がある。
- ③ 先生方が、言葉（「叱る」「褒める」「比較する」「励ます」などなど）のスキルを身につけることで、体罰・暴言・不適切な行為を回避し、児童生徒との信頼関係を深めることができるのではないか。これは、先生方の人権を守ることになる。

4、体罰等審議会の機能について

- ① 懲戒の延長上にある体罰・暴言のみならず、子どもにとって有害な行為に関しては、この審議会で認定できるようにすべきである。
- ② 認定にあたって使っているフローチャートのスタートのところで、体罰・暴言等とするのではなく、「体罰・暴言、その他不適切な行為」として受ければよい。

5、その他の個別の意見

- 保護者が相談したり、訴えたりしたあと、自分の子どもが嫌な思いをしないか、理不尽な目に遭ったりしないだろうかという不安もあると思う。そうした気持ちも、相談票を出すまでには至らないとか、どうせ言っても無駄であるということにつながっているのではない。
また、学校が「その先生に厳しく指導しました」ではなくて、その学校全体の対応がどうであったのかが重要なのだと思う。その先生個人の責任として、終わらせようとしてはいけない。
- 現在は一般市民においても、体罰や犯罪など教職員に関する不祥事や問題について、非常に関心が高く、厳しい目が向けられている。
一度信頼を無くすと、回復には大変な時間を必要とすることを学校は指導してほしい。
ただ、管理職が伝え方を間違えると、個々の先生たちへのただのプレッシャーになってしまう可能性もある。委縮することでかえってストレスや葛藤が募り、それが限度を超えたときに子どもへの言動につながってしまうので、先生方が委縮してしまうような指導の仕方はしないでほしい。
- 診断名について、先生方はあまりこだわらない方がよいと思う。ある診断が意味する徴候を、深く、かつ、十分理解できていれば、診断名を聞けば、ある程度の対応の仕方が理解できるかもしれない。しかし、そうでない場合は、診断が単なるレッテル貼りになってしまう。そのように使われる場合が非常に多いように思う。できれば、特別な支援を求める権利が発生したとらえてほしい。
- 先生方が『子どもたちと関わる場面で使う言葉』が上手ではない、あるいは、トレーニングが十分ではないのではないかと、ということに留意する必要がある。
精神療法のトレーニングを受ける場面で、割と初歩的なところで、相手に理由を聞くときに、『なぜ・・・？』という聞き方はしない方がいいと教えられる。患者さんが「叱られる」という気持ちになるということだけではなく、治療者の中にある『怒る』気持ちが、無意識的に表明されてしまうからだ。そのような時には、『どういう流れでそうなったの？』と質問すればよい。
- 先生方が『子どもたちと関わる場面で使う言葉』は、『教育のための技術』として、先生方にトレーニングする必要がある。我々は毎日、言葉を使っているが、用途に応じた言葉は、非常に技術的なものである。きちんとトレーニングをすることで、言葉が磨かれていく。
この「言葉」のトレーニングは、教科学習指導のトレーニングとは別枠で考えた方がよい。これまで検討してきた体罰・暴言・不適切な行為などで問題になったのは、「学習指導」を行っているときではない。「叱る」「褒める」「家族のことを話題にする」「友だち関係を調整する」「子どもの気持ちを汲む」場面など、さまざまな場面での「些細な言葉の使い方」が契機になっているのではないかと。ちょっとした言葉の使い方、生徒との間に問題が生じ、結果、生徒の家族を巻き込んだ問題に発展しているように思われる。

- 体罰抑止の原則は、教師が体罰に至るまでの精神状態を理解すること。「熱心な」教師は、いろいろと努力している。自分の努力が報われないと感じ始めると、子どもに対する怒りの感情が湧いてくる。最初のうちは、何とか我慢しながら対応していても、「無力感」と「被害感情」が教師の中にたまっていき、それが限界に達したときに「暴力・暴言」が生まれる。
- 教師が「発達障害」、「家庭崩壊」などに関する理解が不十分であると、子どもの「困り感」が理解できない。教師にとって「困った子」は、子ども本人からすれば「困っている子」である。わざと騒いでいるわけではないのに、みんなが自分をバカにするので自己否定感がたまるという「二次障害」や、安心の場所であるはずの家庭でストレスをためているなど、「どうしようもない」事情がある。暴力は人権感覚の欠如だけが原因で生じるのではなく、教師の「主観的善意」から生じると理解することが重要。ということは、体罰防止のためには、教師に「倫理」を求めるだけでは不十分。教師という職業にある人は、誰でも「暴力」に陥る危険と隣合わせだ、という認識をもつことが大切である。子どもが理解できなければ子どもとの対話が成立しないので、教師は管理的方法しか思いつかない。管理的方法に頼ると子どもが反発する。こうなると、<ますます管理的方法に頼る→ますます反抗的になる>という悪循環にはまる。最後には「一線を越えてしまう」、つまり「暴言、暴力」に出てしまう。
- 「加害者」に対して、「暴力は人権侵害だ」と説明しても、部活動で「教師の暴力に耐えて」がんばってきた人は、「そんなことはきれいごとだ」と言う。つまり、暴力を疑うことは許されなかった。暴力が苦痛だと訴えることを禁じる空気の中で生きてきた。「自分が耐えてきた」暴力を否定することは、この人の人生を否定することになる。そうだとすれば、暴力をふるう人は暴力的環境を生きてきたので、この経験を「癒す」ことが不可欠である。
- 部活動で指導力がある方というのは、生徒指導面でも活躍をされるということがあった。生徒指導に課題がある子どものことで、担任側から、その子どもが加入している部活動の先生にも指導してほしいと言うことがあった。担任やその他の教師は、その先生のようなパワーを使い、助長する側になることがあったので、よくないと思った。
- 学級や学校は、節度は教えていかなければならないが、子どもが本音を言えるような環境をつくってほしい。教師は、子どもたちの言動を「なめられた」「軽んじられた」と感じるような意識はもたないでほしい。抑圧的な雰囲気は子どもの本音を出させない。子どもが成長する安心できる学校であるためにはよくないことだ。
- 子どもが体罰を受ければ、けしからんという方がほとんどだが、そうではない保護者がおられるのも事実。中学校になると、先生が厳しく、時に体罰も辞さないというのに、保護者から感謝されたりすることがある。保護者の手に負えないから、「うちの子を先生がしっかり指導してくれて、それで大変助かっています」ということである。保護者が、反抗期とかで手におえないでいる子が、先生の言うことは聞いて従っている。だから、厳しく指導してもらってありがたいと、部活動でも生徒指導でも、体罰を肯定する空気が一部にはある。そこが体罰・暴言の問題を難しくしていると思う。